

「ストーカー被害」や「DV被害」我慢しないで、すぐに相談を！！

「ストーカー」や「DV」は、放置するとエスカレートして、殺人など生命に関わる凶悪事件に発展するおそれがあります。

「女性に対する暴力をなくす運動」

【令和7年11月12日から11月25日まで】

「ストーカー」って…？

ストーカー行為とは、

追隨して歩く、自宅等への押し掛けや見張り、行動監視の告知、面会要求、交際・復縁要求、連続電話、乱暴な言動、GPS機器の取付けなどの規制対象行為を繰り返す行為をいい、処罰の対象となります。

警察では、被害者からの申出により、相手方に対してこれら規制対象行為を

DVは犯罪！！

夫婦間であっても、身体的暴力（殴る、蹴る等）は、暴行、傷害に当たり、処罰の対象となります。

被害者の裁判所への申立てにより、裁判官が加害者に対して被害者等への接近を禁止したり、自宅から退去を命令する「保護命令制度」もあります。



三郷だより

11月

三郷交番発行
作成者 山川 健太郎
三郷交番
77-2026
安曇野警察署
72-0110

110番!!



「指名手配被疑者の検挙にご協力を！」
長野県警察本部からのお知らせです。
令和7年8月末現在、全国の警察から指名手配されている者は、凶悪事件などで特に警察庁が指定している重要指名手配被疑者を始めとして、約590人に上っています。
これらの被疑者は、殺人・強盗等の凶悪事件のほか、暴行、傷害、窃盗、詐欺、横領等の事件に関して指名手配されており、再び犯行を行うおそれがあります。
警察では、総力を挙げて指名手配被疑者の追跡捜査を行い、これらの被疑者の早期検挙に取り組んでいます。
一般市民に紛れて身を潜める指名手配被疑者を早期に検挙するためには、県民の皆さんのご協力が是非とも必要です。
指名手配被疑者によく似た人を見かけたといった情報など、どんなわずかなことでも結構ですので、警察に通報していただくようお願いいたします。



「児童虐待」から子供を守ろう

児童虐待とは

保護者がその監護する児童（18歳未満の者）に対し、次のような行為をすることをいいます。

身体的虐待

殴る、蹴る、首を絞める、投げ落とす、熱湯をかける、激しく揺さぶる、戸外に閉め出すなど児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

性的虐待

児童に対し淫行する、性的暴力・性的行為の強要や唆し、性器や性交を見せる、児童ポルノの被写体にするなど児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること

怠慢又は拒否（ネグレクト）

適切な食事を与えない、乳幼児を車の中に長時間放置する、乳幼児を家に残したまま長時間外出する、着衣を長時間着替えさせないなどひどく不潔なままにする、病気になっても医者にみせないなど保護者としての監護を著しく怠ること

心理的虐待

暴力的な言動により児童を脅す、他の兄弟姉妹と比べ著しく差別的取扱いをする、児童を無視したり拒絶的な態度を示す、児童の面前で配偶者やその他の家族などに対し暴力を振るうなど児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

児童虐待の早期通報のお願い

児童虐待かもしれないと感じたら、最寄りの警察署又は交番・駐在所へ迷わず通報してください。

- 緊急時は110番
- 最寄りの警察署又は交番・駐在所
- ヤングテレホン 026-232-4970



リンゴの収穫の時期です。盗難にはくれぐれも気をつけましょう。